

※5号売上高要件(イ)における前々年以前同期との比較について

災害等の特殊事情の影響により前年同期の売上高等が著しく低かった場合、
前年同期の平均が、特殊事情発生(またはその直前)の年度の月平均に比して20%以上減少している
上記条件を満たす場合に、特殊事情発生以前の同期との比較が可能です。

例:単一事業者がR6.12に、①R6.9~11の売上高を基準として申請するが、
R5.6発生の災害に起因して、比較期間である②R5.9~11の売上高が著しく低い場合



上記ケースだと、本来①の比較期間として用いるのは②ですが、
特殊事情により②を比較期間とすることが不相当である場合には、
③R5.1~12 または ③' R4.1~12 の売上高平均に比べて、②の売上高平均が20%以上減少していることが確認できる場合は、
②ではなく、特殊事情発生前の④R4.9~11との比較が可能になります。

上記条件を式に表すと下記の通りです。

$$\frac{(\text{③(または③')} \div 12) - (\text{②} \div 3)}{\text{③(または③')} \div 12} \times 100 \geq 20$$

* 指定外業種を含む兼業者にあつては、指定業種の売上高及び企業全体の売上高で上記条件を満たすことが必要です。

R6.12より前の様式では、新型コロナ対応様式が標準様式と別に存在していましたが、
R6.12以降の運用では、**新型コロナについても上記「特殊事情」とみなされます**ので、
上記条件を満たす場合のみ、新型コロナウイルスの影響を受ける直前の同期との比較が可能になります。